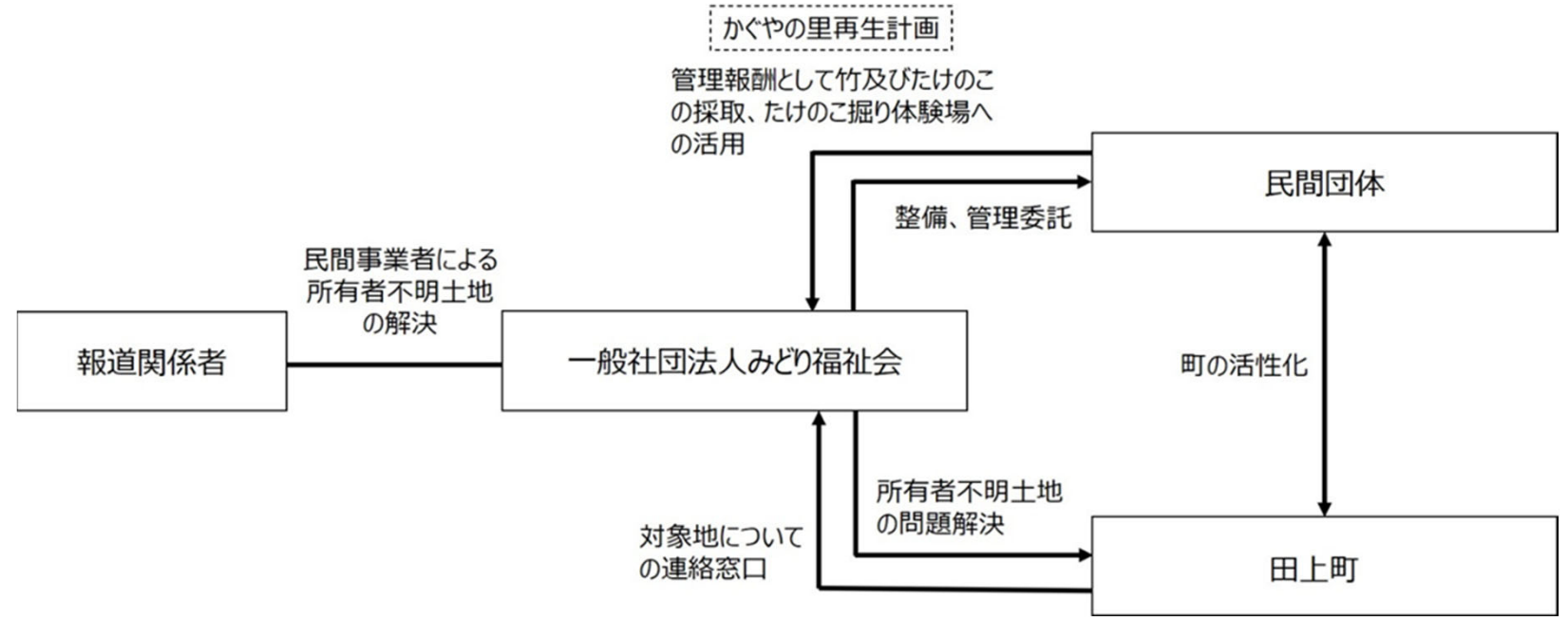


竹林整備をととしての地域交流、青少年育成事業（新潟県田上町 みどり福祉会）

活動範囲	対象地域の特性	地域が抱えている課題	取組の方向性	解決方策
土地	中山間地に位置し、良質なたけのこが収穫できる竹林や田園地帯を豊富に有し、工業団地や集落等が点在する。	竹林の面積が広い一方で、整備の不足による雪害や同一所有者による複数の土地の管理不全化が発生している。	適正管理/ 利活用促進	●地域福利増進事業によって、町の民間団体と連携して竹林を適切に管理するとともに、町の名産品であるたけのこ掘り体験等を通じた地域交流、青少年育成を図る。

事業内容・スキーム

- 弊会と民間団体の間で「かくやの里再生計画」の契約を締結する。弊会が民間団体へ竹林の整備、管理を依頼し、民間団体はその報酬に対象地の竹及びたけのこの採取をし、食料品、物品類への加工、販売をする。そのため管理費用は無料。
- 弊会と田上町とで今後の所有者不明土地問題の解決へ繋げる。対象地について苦情、相談等の窓口で弊会がなることで対象地に直接手を加えられるようになる。
- 田上町と民間団体で町の特産品であるたけのこ竹製品のPRに繋げ、町の活性化を図る。



取組目標	取組内容 と成果	都道府県への立入、伐採の許可申請	地域福利増進事業の検討
相続人への接触	民間団体が、相続人へ接触するために書面送付だけでなく対面でも試みた点は地域福利増進事業制度の課題点を挙げるものとなった。地域福利増進事業ガイドライン（1. 1. 16 土地所有者と思料される者への確認の方法【政令第1条第5号】）での留意点では、土地所有者と思料される者（相続人）が認知症等で判断能力がなかった場合や入院、入所していた場合等、本人の意思確認が困難な場合の想定はない。今回は相続人と一度目の訪問で対面でき、口頭での意思確認はできたが、書面での回答は得られず、この場合に適用できる想定はされていない。所有者不明土地法、ガイドラインでは網羅しきれない現場での出来事をどのように対応していくかは裁定申請先となる都道府県の意見によるところが大きかった。	都道府県の窓口で様々な想定がされているとは限らない。立入、伐採の許可申請は事業者が申請を行う場合には確知所有者（所有者で一部知っている者）からの同意が必要である。弊会が相続人から書面の返送が得られていないといった不安定な状態で、そうした相続人は確知所有者にあたるかが不明であった（のちに、確知所有者として扱うこととなった）。確知所有者であると判断された場合には新潟県から相続人宛に立入、伐採の旨の通知が送付されるほか、土地の境界確認時に協力を求めなければならない。	相続財産管理人制度では裁判所を通じ、相続財産管理人を選任される。管理人の多くは士業で新潟県では弁護士が担っている。裁判所を利用することは手続き等に一定期間かかり、まとまった予納金を納めなければならない。一般市民にはハードルが高い。対して地域福利増進事業制度では主体が士業だけでなく発案者や事業者が動くことができ、市町村や関係者の協力のもと手続きを進めることができるメリットがある。